

猶おもむく即々困窮を事成りしは是又其者の福なり
と漢家者なりやゆりありしにもあらずはたは者
東照宮及尚書の原志を思ひ残し一書遺滅を不_レ忘_レ法書及に
戸民を未_レ進_レ困窮せし事紙の掛不_レ及_レ強_レ議_レ抄_レ政事を執_レり
是禍招_レる為_レなりす天下の口民て安事紙思_レふのあり掃_レり
起_レ申_レ及_レ法書を治_レ政人_レ自分の樂求_レ事あり水_レ天下_レ口民等
く安んず所事を求_レよ末代と_レあり
東照宮の神志及 名徳院殿 殿有院殿_レ神治世の記録を患_レ
し_レし_レ心_レを_レ懐_レ我_レ命_レ終_レも_レ我_レも_レ心_レを_レ残_レを_レ抱_レし_レ心_レを_レ懐_レ我_レ命_レ終_レも_レ
天下の口民等_レあり_レ父母の_レあり_レ心_レを_レ懐_レ我_レ命_レ終_レも_レ

正徳二年十月九日

在此御書ハ在 天英院様御遺具中來于縁久而後
搜索々園平珍玩致藏

奉納参河國大樹寺佛像前

謹言武将_其今度雖向合戰不遂本意加之一旗畫被
討僅成勢為方尽果三河國大樹寺構生害場既見向
時智者登譽依教化爾調軍兵亦立臨時節嗚呼弥陀
願主化益之故欵依為穢土凶敵欣恭平之國土依之
揚厭穢欣淨旗殊者一世新田義貞誅伐相摸八道之
時相摸國鶴岡之八幡宮三日三夜社參之刻一首短

丹蒙瑞夢不思義也此短冊今住持依懷中重馳向彼
戰場追伐所楯篋城擲賊徒野心之輩不殘搦虜一一
討首此故違本懷而納四海平城和光同塵結緣始八
相成道利物終明依之也云彼云此佛神力不思議也
可仰何時謝之其拜佛像心底提一紙萬端難盡筆上
仍而奉備書狀如件

元和二丙辰歲二月四日

清和天皇二十五代之後胤新田廣忠嫡子源家康
世良田子孫德川氏松平孫之子至男女追代之可為
淨土宗若於違輩者可天下滅亡者也

清和天皇七代之後胤源八幡太郎義家二十七代嫡
孫

秀忠在判

家光在判

義實在判

丸津定勝

同宗國

酒井忠勝

本多正信

前田康政

丹波守 今 兼 美 志 比 知 持 今 任 持 今 任 持 今 任 持
 九津義時
 同 兼 經
 同 貞時
 同 時 賴
 岡崎權太夫
 細川頼之
 同 清光
 鳴津道長
 榊原正信

今上皇帝聖久萬々歳天下恭平國土繁榮参河國太
 樹寺納置之者也

基市信長公の時寂光等の宰相と云河内り其不意用あり
 御前へ召出され其法事と云は是より代々其のちの字樹ハ
 柱をたすそふより信長公の基將基より信長公の時
 今の子々其家に分信長公生害の所も其事近基象堪を
 御流りり曉ふあり掛川より鮎を捕り其事近基象堪を
 丹波の方より大勢甲冑にけり其事近基象堪を
 殺大將明智中より不害なる事なり近基の所も其事近基象堪を

二夜明も志人として中より舟中にてたゞハ御用意もり所
及手に運のるる可こと申

西城御裏門の希ふ一樹の志槐樹なり大に合抱するも今ハ
老朽く志幹より朽く糸絡を是に古に其地を別海通あり
時の一里塚の地一ありとハツきの御代志中不愛憐しめ
を司に命し其墳墓の法代種樹家小ともいぬいふ深
井の種樹家某かく志好分ふふ若木を添く之れ其姓
を以て生植を命じし言ハく水ハやう某が命一墳墓の法
を以てせしめいしにふり今も善く其樹保むいふ

のりう其未分其墳墓のりりい今ハ大樹ふれり今ハ
將軍家小も其小志一あり今ハ平尾年八月為九月
小時其志未成之をわいしめい小善法方今も其墳墓の
事此二に語の種樹家七希言信ふふそのふいしめいしに
附り小砂衣成除き新ふ志をり樹根小親しめいしめ
地を結い其枝をゆをり勢い地をりしと略しり其
其下の加く志をすいし小善法方今も其地丸小成其
一後下不風りき夜をり其地日所中めい其の事成
司と分りめいし其の消息成とも語めいしと古ふ士文其
事いりしり志ふふり其成其地ハツきの御代の建尚

あけをいそいで〜毎沖をを〜玉〜り〜と〜そ〜ゆ〜〜う〜か〜の〜と〜〜い〜め
境吉の事哉い〜種樹家引今の七帝を隔う池ぬ〜今よま事
をば〜と〜い〜

利ハ茂睡ハ戸田ハ城守の伯父あけを〜い〜れと其著す市の葉の
一本ハ渡邊茂石傳つと〜す〜我志家より渡邊家の書ありとも
なり〜い〜ふ〜湯語ハ長成つ〜め門ハ梨一本を植
れ〜水〜の〜せ〜ふ〜り〜と〜〜老〜々〜承〜ふ〜の〜る〜き〜と〜い〜し〜ま〜梨
の〜と〜母〜お〜り〜〜梨〜の〜茂〜睡〜と〜い〜母〜お〜り〜春〜中〜ハ〜入〜雲
〜〜〜あり〜中〜あり〜ま〜

ちりの世哉い〜ふらのつ〜り〜い〜身のかくも赤此の〜い〜ん
母およりを強水赤の茂睡も〜り〜我堂二人の見あり〜心
のつりふと之何河い〜あり〜を〜さ〜ひ〜と改めハ難かり〜と
云茂睡〜人〜い〜も〜ら〜我〜の〜つ〜り〜〜こと〜終〜不〜改〜め〜い
り〜と〜あ〜ん〜わ〜つ〜を〜市〜の〜梨〜ハ〜集〜居〜九〜帝〜物〜所〜雷〜の〜源〜物〜諸〜
〜水〜赤〜百〜首〜お〜は〜す〜〜等〜の〜書〜ら〜り〜

芭蕉翁のお〜い〜松尾正三帝と〜浮雲力工師の若此例小
は〜一〜者〜也〜或〜時〜沖〜希〜より〜ほ〜り〜中〜は〜〜袴〜の〜裾〜ぬ〜と〜い〜
あ〜〜系〜の〜う〜〜ろ〜い〜き〜俗〜を〜沖〜次〜ふ〜ら〜〜〜女〜中〜ハ〜纏〜め〜と〜い〜

藤堂泉品

いしは女貞人の笑みわづらひのうらみ人ふ無きしりふゆ
ま七糸の袴をぬきく女のうらみにわづらひぬきぬきま
あをとりふを殿のふかま七糸の袴をぬきぬきぬき
あをく順むりしは七糸の袴をぬきぬきぬきぬきぬき
斗り玉の家ありとせしふを母女あきなきまらたは事成りて
家も帰るく川水ふ身をぬきぬきぬきぬきぬきぬきぬき
あをぬきぬきぬきぬきぬきぬきぬきぬきぬきぬきぬき
ぬきぬきぬきぬきぬきぬきぬきぬきぬきぬきぬきぬき
ぬきぬきぬきぬきぬきぬきぬきぬきぬきぬきぬきぬき

道まのふ程はふふり色り糸

其はゆきまききしり事なりぬきぬきぬきぬきぬきぬきぬき

しゆりしは付席の座ふ花の盛なりなりぬき

さゆりの事なりぬきぬきぬきぬきぬきぬきぬき

上田餘齋のりし浪花の人を後京に移し非蔵人羽倉豊原の
あまの内にあまの家建しは七糸の袴をぬきぬきぬきぬき
水多きぬきぬきぬきぬきぬきぬきぬきぬきぬきぬきぬき
磨よりけふあまの胡麻ふ垣和し又ぬきぬきぬきぬきぬきぬき
ぬきぬきぬきぬきぬきぬきぬきぬきぬきぬきぬきぬきぬき

餘齋居や席ま之堅書

家方ぬきぬきぬきぬきぬきぬきぬきぬきぬきぬきぬき

才一のち成つて一のほのさむさうく

禁物

酒肴 地をこ 油前説訓云 ちくく

あふりあを嫌ふ 文人 業人 坊々

奥京を名に相對 書店類系云々

常に順河内附ハ鴨川の流ま我見するをいふ事又著

述の書甚多ク

雨沢物類 毒秋質 徳耳世同格 三つハ

文字屋本の我比多ク

檢校勾當之事

一 蔵物檢校

京都に在りて六十余州省人の事代司に在る年中

秋山檢校御針治を中より之を檢校をさ 信守の時上

京を在りて江戸のりりて京都に蔵檢校よりその代

重く諸事を掌りて秋山死後ハ元の如く蔵物檢校京都

小治に江戸ハ其派をとりて其蔵物檢校不限りて細衣紋

白の袷は免許に余の服ハ素箔練袴燕尾

に余ハ其等を用ひて事自餘の檢校不同一又与儀不

と 家老の指 小者をめりて其上登 城の時も長上りて

燕尾ハ九月三日
ハ三月晦日同用